

平成 27 年 3 月 17 日

日本原子力発電株式会社

敦賀発電所 1 号機運転停止の決定に伴う 電気工作物変更届出書の提出について

当社は、本日、敦賀発電所 1 号機運転停止の決定に伴い、電気事業法第 9 条第 1 項^{※1}の規定に基づき、経済産業大臣に対し電気工作物変更届出書を提出しました。

○変更の内容

敦賀発電所 1 号機の廃止は平成 27 年 4 月 27 日を予定しており、廃止した日をもって敦賀発電所の出力を 151 万 7 千 kW から 116 万 kW に変更します。

電気事業の用に供する電気工作物		変更前	変更後
工 作 物 発 電 用 の 電 気	設置の場所	福井県敦賀市明神町	同左
	原動力の種類	原子力	同左
	周波数	60Hz	同左
	出力	151 万 7 千 kW	116 万 kW

○参考

廃止以降、敦賀発電所の各号機の出力は、以下のとおりとなります。

出力	変更前	変更後
1 号機	35 万 7 千 kW	—（廃止）
2 号機	116 万 kW	同左

※1 電気事業法第 9 条 1 項では、「電気事業者は、第 6 条第 2 項第 4 号の事項について経済産業省令で定める重要な変更をしようとするときは、経済産業大臣に届け出なければならない。」と定められている。

同法第 6 条第 2 項第 4 号の事項とは、「電気事業の用に供する電気工作物」のうち、「発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力」とされている。

また、「経済産業省令で定める重要な変更」とは、同施行規則第 10 条第 1 項により「出力の変更であつて、その変更する出力が 15 万キロワット以上又はその者の電気事業の用に供する発電所の出力の合計の 20 パーセント以上のもの」とされている。

以 上